

農福連携サポーター派遣事業実施要綱

特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会

(趣旨)

第1 この要綱は、就労継続支援事業所等（以下「事業所等」という。）の利用者の農林業分野での就労や工賃向上のため、「農福連携サポーター」（以下「サポーター」という。）を登録し、農福連携等に取り組む事業所等に対して派遣する事業について、長野県が定める「令和7年度人口減少下における農福連携促進事業委託業務仕様書」のほか、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象事業所)

第2 サポーターの派遣対象は、県内の事業所等のうち、農福連携等事業に取り組む事業所等であって、次のいずれかに該当する事業所等とする。

- (1) 就労継続支援B型事業所
- (2) 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を長野県に提出している事業所又は長野県が認めた事業所に限る。）
- (3) 生活介護事業所（工賃向上計画を作成している事業所に限る。）
- (4) 地域活動支援センター（工賃向上計画を作成している事業所に限る。）

(サポーターの活動内容)

第3 サポーターは、農福連携技術指導員（以下「技術指導員」という。）又は農福連携促進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の指示・指導を受けながら以下に掲げる活動に従事する。

- (1) 農業者等から依頼された作業内容及び施設自ら取り組む農業等の作業内容を理解した上で、障がい者の特性を踏まえた技術的支援や作業の切り出し等の提案
- (2) 作業の進捗状況を把握し、必要に応じて作業方法や作業スケジュール等を修正するなどの調整
- (3) 施設外就労において、農業者等側または事業所等側で課題等が生じた場合の調整・助言等
- (4) その他、農業者等及び事業所等からの要望に応じた助言・指導

(サポーターの登録)

第4 サポーターとして活動しようとする者は、登録申請書（様式第1号）により、長野県セルフセンター協議会理事長（以下「理事長」という。）あて申請を行う。

2 理事長は、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、本人あてに登録を証する書面（様式第2号）を交付する。

- (1) 事業所等からの推薦により、農作業等または障がい者の就労支援に係る実績のある者
- (2) 農業農村支援センター等の紹介により、地域で農業活動等を行っている農業者等
- (3) その他、理事長が適当であると認める者

3 理事長は、前項により登録した者のうち、次に該当するときは登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 本人から登録を辞退する旨の申出があったとき
- (2) 理事長が相応しくないと判断したとき

(サポーターの派遣申請)

第5 事業所等が、農家等で施設外就労を行う場合又は事業所自ら取り組む農業活動等にサポーターによる支援を必要とするときは、サポーター派遣申請書（様式第3号）を、技術指導員又はコーディネーターを経由して理事長あて提出する。

2 理事長は、申請内容を審査し、必要と認められる場合は、派遣決定通知書（様式第4号）により、事業所等に通知しサポーターを派遣する。

(サポーターの派遣時間)

第6 サポーターの派遣時間は、1事業所当たり年間75時間を限度とする。

(活動成果の報告)

第7 サポーターの派遣を受けた事業所等は、派遣終了の日から起算して15日を経過した日又は活動を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、活動成果等について活動成果報告書(様式第5号)により、技術指導員又はコーディネーターを経由して理事長あて報告するものとする。

(サポーターの派遣に係る報酬)

第8 理事長は、サポーターに対して、第7の規定により報告があった活動時間等に応じて別表に掲げる報酬及び旅費を支払うものとする。ただし、次の場合には報酬及び旅費の全部又は一部の支払いを行わないことができる。

- (1) 第7の報告に不備があるとき
- (2) 活動報告が虚偽であるとき
- (3) サポーターの活動の相手方やその内容が重複するとき
- (4) その他、理事長が第3に定める活動内容に該当しないと判断したとき

2 報酬及び旅費は、原則としてサポーター本人あてに支払うものとする。

(サポーターの活動に係る免責等)

第9 免責等の取り決めは次のとおりとする。

- (1) サポーターは、活動中又はその前後において、事故や約束事の不履行により関係者が損害を被らないよう十分に配慮するとともに、万一、事故等により不測の事態が生じた場合には、速やかに理事長に報告しなければならない。
- (2) 事故等により不測の事態が生じた結果、発生した損害については、故意又は重大な過失を除きサポーターはその責を負わない。
- (3) 作業中における障がい者の管理・監督は、事業所がその責任を負うものとする。
- (4) サポーターの派遣に伴って発生した事故災害等による損害は、理事長は賠償の責を一切負わない。

(秘密の保持)

第10 サポーターは、その業務を行うに当たって知り得た秘密及び個人情報を、支援業務以外に用いてはならない。職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

【附則】

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

【別表】

○農福連携サポーターの報酬等の金額(第8関係)

区分	金額(単価)	支払条件等	備考
報酬	1時間あたり 1,500円	1事業所あたり 年間75時間まで	30分の場合は半額 15分未満切り捨て、 15分以上切り上げ
旅費	1kmあたり 30円	自宅又は勤務地住所から 活動場所まで移動した距離が片道10km以上の場合	距離に1km以下の端数がある場合は切り捨て